

令和8年度 いじめ防止基本方針

宇美町立宇美東中学校

1 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第2条）より

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響： 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話をつかってメールやSNS上でからかいなどの嫌なことを書き込まれる、秘密を集団にばらす。等

〈ケース1〉 グループトークなどのSNS上の一方向的な仲間はずれや無視などのトラブルを含む。

物理的な影響： 嫌なことをさせられる。恥ずかしいことを無理矢理させられる。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品やもちものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

〈ケース2〉 事実確認の際、「けんか」とされている場合でも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、事情の調査を慎重に行い、いじめにあたるものかの判断を適切に行う。

- 「インターネットを通じて行われるものを含む」とは、SNS上での誹謗中傷や個人の写真・動画の拡散などを指す。講演会や教育活動を通して情報モラル教育の導入や家庭での支援・協力が必要とされる。

〈ケース1〉 特定の生徒を写真や動画で撮影し、無断でSNS上に投稿したり、拡散したりする。

- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒の立場にたって全面的に支援を行う。生徒間でのトラブルに関しても軽微なものを含めて、その解消に向けて指導を行い、継続して対応を行っていく。学校は常に子供の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導していく。

2 本校のいじめ防止の基本方針

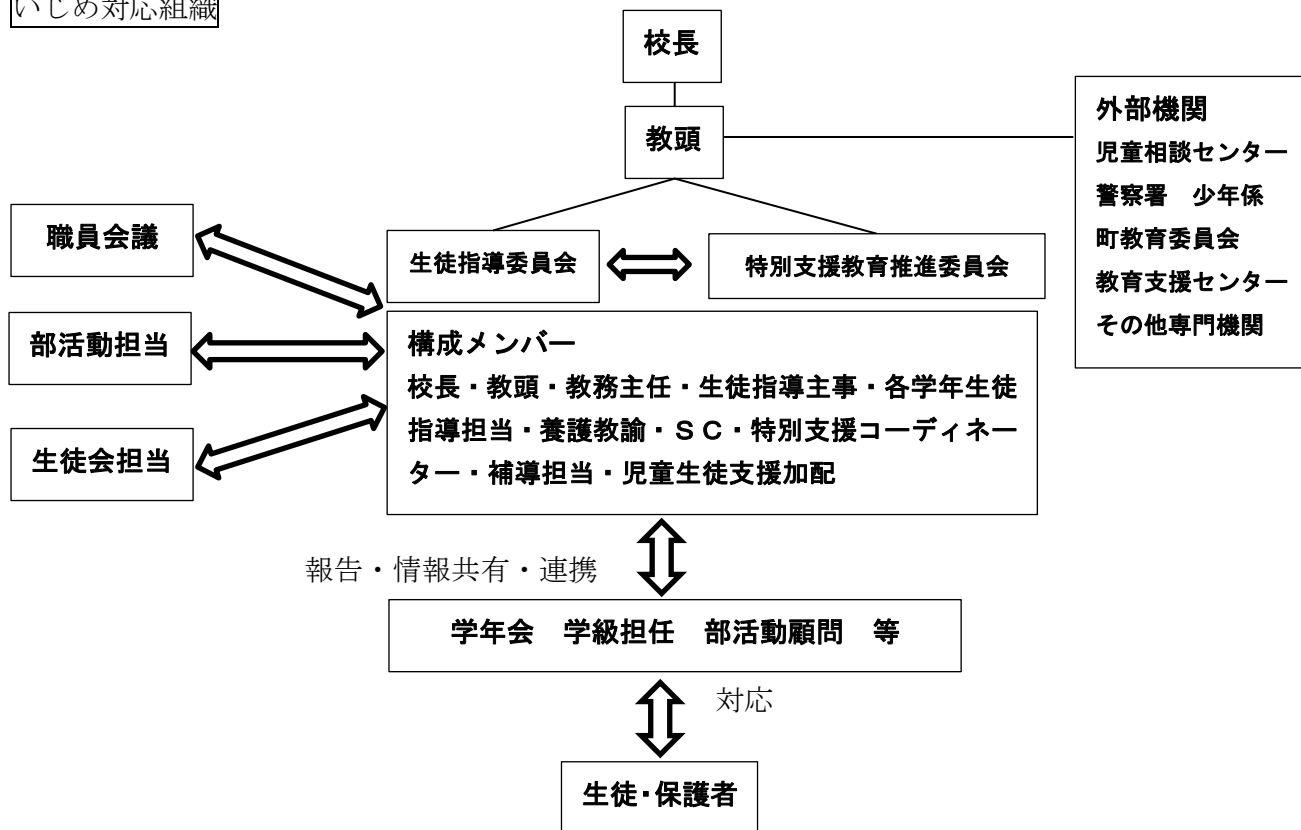
本校は、「自主」「協同」「創造」を校訓に掲げ、「問題や課題を発見、解決し、よりよい生

活を築く生徒」をめざし、その生徒像に向けて様々な教育活動に取り組んでいくことを目標としている。そのため、全校生徒が安全・安心な学校生活を送り、豊かな人間関係を育成することができるよう、いじめを抑止し、人を大事にする雰囲気をつくり、いじめを見逃さない、許さない学校づくりを推進する。

そのため、日々の指導体制を取り決め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に全職員であたり、適切かつ迅速にいじめに対応していくために「学校いじめ基本方針」を定める。

3 いじめ防止等の推進体制について

いじめ対応組織



4 早期発見、早期対応に向けた、計画的なアンケートの実施

(1) アンケートを行う目的

学校生活アンケートとして「いじめに関するアンケート」「保護者いじめに関するアンケート」「WEBQU」「学校生活・環境多面調査」を計画的に実施することにより、より客観的にいじめ等を把握し、早期発見・早期対応を効果的・組織的に行えるようにすることを目的とする。また、これらの調査は、ICTを活用し速やかに状況を把握する。(その日のうちに管理職に報告する。)

(2) 各アンケート内容

- アンケートA「いじめに関するアンケート」とは
基本的なアンケートに答えさせることでいじめを発見することを目的としている。
- アンケートB「保護者いじめに関するアンケート」とは
「いじめ問題」等について家庭から情報を得て、家庭と連携していじめを早期発見し、重大事案を0にすることを目的としている。
- アンケートC「WEBQU」とは
学級における児童生徒一人一人についての理解と、対応方法、学級集団の状態と今

後の学級経営の方針を把握することを目的に、クローズドブックを活用して行っている。

○ アンケートD「学校生活・環境多面調査」とは

学校生活・環境多面調査は、学級における「いじめの実態」や「いじめを容認してしまう雰囲気」、「いじめをなくそうとする児童生徒の個人の対応力」や「いじめに対する集団の支援力」について総合的に判断し、課題を整理することで、いじめ問題に対する学級での取組を更に充実させることを目的としている。

回数	他者理解ス	自己理解ス	友人関係	学校魅力	学校規範	家庭生活
1回目	65	52	59	39	41	50
2回目	62	41	52	26	41	38
3回目	65	47	35	26	41	42
1回目	59	41	32	39	6	62
2回目	65	35	35	32	30	26
3回目	56	66	59	26	16	18

3つ以上赤がついたり、数値が突然下がったりした場合は積極的に声かけや指導を行っていく。

月	アンケート	月	アンケート
4月	A いじめに関するアンケート	10月	D 学校生活・環境多面調査
5月	D 学校生活・環境多面調査	11月	B 保護者いじめに関するアンケート C WEBQU
6月	B 保護者いじめに関するアンケート C WEBQU	12月	A いじめに関するアンケート
7月	A いじめに関するアンケート（無記名）	1月	A いじめに関するアンケート（無記名）
8月	A いじめに関するアンケート	2月	D 学校生活・環境多面調査
9月	A いじめに関するアンケート（無記名）	3月	A いじめに関するアンケート

5 校内委員会を中心とした年間計画

月	校内委員会	未然防止 【プロアクティブ】	早期発見の取組 【リアクティブ】	評価
4月	教育相談会議 職員研修（いじめ防止基本方針、福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応」の手引【改訂版】の活用）	○PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明(HP掲載)	アンケートA	
5月	いじめの定義の知識理解 家庭に向けたリーフレットの配布 アンケート（多面調査）結果の分析	体育会の実施	アンケートD	
6月	就学指導委員会との連携 WEBQUの結果の分析	家庭との連携 家庭用チェックリスト配付	教育相談 アンケートB、C	
7月	スクールカウンセラーとの連携	夏休み生活の心得	三者面談 アンケートA	
8月	職員研修（カウンセラー講話） 就学指導委員会書類作成		三者面談 アンケートA	

9月			教育相談 アンケートA	
10月	アンケート（多面調査）結果の分析	合唱コンクールの実施	アンケートD	
11月	WEBQUの結果の分析	家庭との連携 家庭用チェックリスト配付	個別相談 アンケートB、C	
12月		冬休み生活の心得	三者面談 アンケートA	
1月			アンケートA	
2月	個別相談 アンケート（多面調査）結果の分析		教育相談 アンケートD	
3月	教育相談会議 家庭に向けたリーフレットの配布	学級編成会議	アンケートA	

※1 生徒指導委員会で随時いじめについての報告、連絡、相談を行う。

※2 WEBQU、学校生活・環境多面調査についてはそれぞれ決められた月に実施し、アンケート結果と推移を報告する

【回覧用紙】

令和8年度 宇美町立宇美東中学校 いじめに関するアンケート 年 組 月 分

担 任	副担任	生徒指導 主 事	教 務	教 頭	校 長

31 今月いじめをされたと記入した生徒（ ）名

32 いじめを見たとして記入した生徒（ ）名

33 内容

※担任がアンケートを点検し、生徒の名前と内容を記入すること。

誰のアンケート用紙かわかるように名前又は、番号を記入すること。

【アンケート実施後について】【5年間保存】

- (Dについて) 副担任でデータ入力⇒該当生徒は担任、学年職員による聞き取り
対応⇒チェック用紙に基づき、〔学年生徒指導→生徒指導主事→管理職〕
の順に回覧。
- (Cについて) アンケート結果を学年や学級で共有する。職員研修でアンケートの活用方法について協議し、学年や学級の実態を客観的に把握し、SC等と連携して指導を行う資料とする。
- (A、Bについて) 担任が確認し出席番号順にファイル⇒該当生徒は担任、学年職員による聞き取り対応⇒チェック用紙に基づき、〔学年生徒指導→生徒指導主事→管理職〕の順に回覧。

※3 「大人しく、まじめで教師から支援や賞賛を受けることがない（児童）生徒」に関わる（児童）生徒理解を多角的に進める。

6 いじめの重大事態の対処

○いじめの重大事態の考え方

いじめ被害の中でも、児童生徒の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認める時やいじめの原因により学校を欠席することを余儀なくされた場合、これを「いじめの重大事態」ととらえ、学校だけでなく、教育委員会などの関係機関と速やかに連携を取る。ここでいう「重大事態」の定義については以下のように定められている。

（重大事態の定義）

法第28条第1項においては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とする。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

したがって、このような事態の疑いが生じたことが明らかになった場合、教育委員会にすみやかに報告し、再調査等についての指示をあおぐ。

○重大事態と捉えて扱う事例

下記は、例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、重大事態と捉えた対応をする場合もある。

①生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ、脳震盪となった。
- ・殴られて前歯が折れた。
- ・心身外傷後ストレス障害（PTSD）と診断された。
- ・多くの生徒の前で性的辱めを受ける行為を行わされた。

③金品等に重大な被害を被った場合



- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額数万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸され壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続いている時、また学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
(30日を重大事態の目安と判断する。)